

町長	副町長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当

被災証明願

年 月 日

(宛先) 幸 田 町 長

願 者

住所

氏名

印

電話

支給理由となる方との関係

保険請求 弔慰金 見舞金 に使用するために次の事項の証明をお願いします。

なお、交付方法は、(受取 郵送) を希望します。

※希望する交付方法に○をつけてください。指定のない場合は郵送交付になります。

種 類	<input type="checkbox"/> 非住家 () <input type="checkbox"/> 家財 () <input type="checkbox"/> 工作物 () <input type="checkbox"/> 災害弔慰金用 (町外在住のみ) <input type="checkbox"/> 災害障害見舞金用 (町外在住のみ) <input type="checkbox"/> その他 ()	
物件の所在地	幸田町大字	
物件の所有者又は 支給の理由となる 人の住所・氏名	住所	
	氏名	
災 害 の 種 類	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()	
被災年月日	年 月 日	時 分頃
被災概況		受付印欄
備 考	現在の連絡先等 (避難などにより住所と違う場所にいる場合に記載)	

※ 非住家等が被災した場合は、被害状況の分かる写真を提出してください。

※ 弔慰金支給用の場合は死亡届、災害障害見舞金支給用には障がい有することを証明する医師の診断書を添付してください。

被災証明の発行について

風水害、地震等の災害により、構築物（非住家）や動産（家財等）に被害があった際、保険等の手続きにおいて証明が必要な場合には、「被災証明書」を発行します。申請される場合には、下記の点にご留意ください。

- (1) 被災証明願に所定の事項を記入し、申請人の押印をして提出してください。
- (2) 非住家及び家財等の被災の場合は、被害状況の分かる写真を添付してください。弔慰金支給用の場合は死亡届、災害障害見舞金支給用には障がいの有することを証明する医師の診断書を添付してください。
- (3) 証明書の発行には概ね1週間かかりますが、町内の被害状況によってはさらに日数がかかる場合もありますのでご了承ください。

連 絡 先

幸田町企画部企画政策課政策情報グループ

0564-62-1111（内線331）